

富士見市犯罪情報の住民提供等に関する協定

東入間警察署（以下「甲」という。）、富士見市（以下「乙」という。）及び富士見市町会長連合会（以下「丙」という。）は、犯罪から地域住民を守り、住民生活の安全・安心を確保するため、犯罪情報の提供及び犯罪の注意喚起について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が連携して地域住民に対し犯罪情報の提供及び犯罪の注意喚起を行うことにより、地域住民等を犯罪被害から守り、もって、住民生活の安全・安心に寄与することを目的とする。

（推進事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、迅速・的確に地域住民に対する犯罪情報の提供及び犯罪の注意喚起を行うとともに、必要に応じ丙に対し犯罪情報の提供を行うものとする。

2 丙は、提供を受けた犯罪情報に基づいて、地域住民への注意喚起に協力するものとする。

（対象事案及び対応措置）

第3条 甲及び乙は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる対象事案の情報提供及び同表右欄に掲げる対応措置を行うものとし、具体的防犯対策の注意喚起に努めるものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、相互の連絡調整のために連絡責任者を置き、甲においては生活安全課長を、乙においては安心安全課長もってこれに充てるものとする。

2 丙に対する連絡は、乙の連絡責任者が行うものとする。

（防災行政無線の活用）

第5条 甲及び乙は、犯罪情報の住民提供等について、積極的に防災行政無線の活用を図るものとする。

2 甲は、防災行政無線による放送を依頼する場合は、富士見市防災行政用固定系無線局運用細則（平成2年3月28日告示第24—1号。以下「運用細則」という。）に規定する防災行政無線放送依頼書により、乙の連絡責任者に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により依頼し、その後、直ちに放送依頼書を提出するものとする。

3 乙は、前項の依頼があったときは、運用細則に基づき放送するものとする。

(協議会の設置)

第6条 この協定の実効性を確保するため、富士見市犯罪情報の住民提供等に関する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(管内自治体間の調整)

第7条 甲は、この協定に係る事務の推進にあたり、管内の自治体間における調整が必要と判断したとき若しくは乙又は丙から調整の申し入れがあったときは、東入間防犯・暴力排除推進協議会長（以下「防暴協会長」という。）に対し、当該調整の依頼をすることができる。

2 前項の規定に基づき、防暴協会長から調整した結果の回答があったときは、甲、乙及び丙はこれを尊重するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について必要が生じたとき及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙丙間で協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月24日

(甲) 東入間警察署

署長 佐久間 忠善(直筆)

(乙) 富士見市

市長 星野 信吾(直筆)

(丙) 富士見市町会長連合会

会長 深野 富雄(直筆)